

## 指定申請等における提出書類の変更内容

(平成30年10月1日以降)

&lt;新規指定申請、更新申請又は変更届に係る提出不要書類一覧表&gt;

提出不要となる添付書類	対象サービス
①法人の定款又は寄付行為等	全てのサービス
②事業所の管理者の経歴を証する書類 ※1	(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を除く各サービス
③役員の氏名、生年月日及び住所を証する書類(役員等名簿)※2	全てのサービス
④貸借対照表及び損益計算書	全てのサービス
⑤事業計画表及び収支予算書	全てのサービス
⑥介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算の届出書)及び介護給付費算定に係る体制等状況表※3	全てのサービス

※1 管理者の氏名、生年月日及び住所に変更のある場合は変更届の提出が必要です。

※2 代表者の氏名、生年月日及び住所に変更のある場合は変更届の提出が必要です。

※3 新規指定申請時、介護給付費算定に係る体制等状況表に記載のある加算を算定する場合や、加算の算定を変更する場合は、従前通り届出が必要となります。

※「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」の提出書類削減については、指定申請に係る文書を削減する観点から当初提出不要となっていました。市町村及び事業所に多大な影響が見込まれることから、厚生労働省より従来どおり提出を求めることとする旨の通達がありました。したがって、当該事項については、本町においても従前どおりの御提出をお願いいたします。